

# 財団法人 KDDI 財団定款

## 第1章 総 則

### <名称>

第1条 この法人は、財団法人 KDDI 財団と称し、英文では KDDI Foundation と称する。

### <事務所>

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

2 この法人は、理事会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

### <目的>

第3条 この法人は、情報通信の普及・振興に資する事業を行うとともに、これらに関連する各分野の研究及び事業に対する助成・援助を通じて、情報通信の発展と幅広く人々の交流の促進を図り、もって社会、経済、文化の進展に寄与することを目的とする。

### <事業>

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 情報通信に関する調査研究及び情報・資料の収集・提供
- (2) 情報通信の普及・振興を図るための講習会等の開催
- (3) 情報通信の進展に寄与する調査研究及び国際会議の開催に対する助成・援助
- (4) 幅広く人々の交流を促進するような社会的・文化的諸活動に対する助成・援助
- (5) 情報通信の進歩・発展に著しい貢献のあった者に対する表彰
- (6) 情報通信の技術・利用に関する相談・助言等及び海外研修生の訓練
- (7) その他この法人の目的達成に必要な事業

## 第2章 資産及び会計

### <資産の構成>

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立に際し寄附された財産
- (2) 設立後寄附された財産
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

### <資産の種別>

第6条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、次に掲げるものとする。

- (1) 設立に際し基本財産として寄附された財産
- (2) 設立後基本財産として寄附された財産
- (3) 理事会の議決により、基本財産に繰り入れられた財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

#### <資産の管理>

第7条 この法人の資産は、理事会の議決に基づいて理事長がこれを管理する。

- 2 基本財産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国公債等確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

#### <基本財産の処分の制限>

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この法人の目的遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事の3分の2以上の同意を得、かつ、総務大臣の承認を受けて、これを処分し、又は担保に供することができる。

#### <経費の支弁>

第9条 この法人の運営に必要な経費は、運用財産をもって支弁する。

#### <事業計画及び収支予算>

第10条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎会計年度の開始前に、理事会の議決を経、評議員会の承認を得て定め、当該会計年度の開始前に総務大臣に提出しなければならない。

- 2 この法人の収支予算が会計年度の開始前に成立しない時は、理事長は、理事会の議決を経て、その成立するまでの間、前会計年度の予算執行の例により、収入・支出することができる。
- 3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

#### <事業報告及び収支決算>

第11条 この法人の事業報告及び収支決算は、会計年度ごとに事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書を作成し、監事の監査を受け、理事会及び評議員会の承認を得て、当該会計年度終了後3か月以内に総務大臣に報告しなければならない。

#### <会計年度>

第12条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第3章 役員・評議員等

#### <会長>

第13条 この法人に会長を置くことができる。

- 2 会長は、評議員会において選任する。その任期は2年とし、再任を妨げない。

#### <役員>

第14条 この法人に次の役員を置く。

理事	5名以上10名以内
監事	2名以内

- 2 理事のうち、1名を理事長、1名を専務理事とする。

#### <役員を選任>

第15条 役員は、評議員会において選任する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事の互選により定める。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

#### <役員職務>

第16条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 専務理事は、理事長を補佐してこの法人の日常業務を処理するとともに、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第197条において準用する第99条乃至第104条（ただし第104条第2項を除く）に定める職務を行う。

#### <役員任期>

第17条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を執行しなければならない。

#### <役員解任>

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合は、評議員会の議決により、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があるとき

#### <役員報酬>

第19条 常勤の役員には、理事会の議決により、報酬を支給することができる。

#### <評議員>

第20条 この法人に評議員25名以内を置く。

- 2 評議員は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。
- 3 評議員任期は、第17条の定めを準用する。
- 4 評議員及び役員は、相互に兼ねることができない。
- 5 評議員には、報酬を支給しない。

#### <事務局>

第21条 この法人に事務局を設け、専務理事がこれを統括する。

- 2 事務局に職員を置き、理事長がこれを任免する。
- 3 事務局の運営及び職員に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

### 第4章 会議

#### <種別及び構成>

第22条 この法人の会議は、理事会及び評議員会とする。

- 2 理事会は理事をもって構成し、評議員会は、評議員をもって構成する。

#### <権能>

第23条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

- 2 評議員会は、この定款で別に定めるもののほか、理事長からの業務の執行に関する諮問事項について議決する。

#### <招集>

第24条 会議は、理事長が招集する。

- 2 構成員の総数の3分の1以上の者又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があるときは、理事長は速やかに会議を招集しなければならない。
- 3 会議を招集する場合は、構成員に対し、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

#### <議長>

第25条 理事会の議長は、理事長とする。

- 2 評議員会の議長は、会長とする。ただし、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その評議員会において、出席評議員の互選によってこれを選任する。

#### <定足数>

第26条 会議は、構成員の2分の1以上の者の出席がなければ開会することができない。

#### <議決>

第27条 会議の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### <書面表決等>

第28条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席構成員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合において、書面による表決者又は表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。

#### <理事の出席等>

第29条 理事は、評議員会に出席し、その職務に関し意見を述べることができる。

- 2 監事は、会議に出席し、その職務に関し意見を述べることができる。

#### <理事会に関する特例>

第30条 理事長は、あらかじめ理事会が定める軽微な事項については、書面により賛否を求め、理事会に代えることができる。ただし、理事又は監事から異議の申出があった場合はこの限りでない。

#### <議事録>

第31条 会議を開会したときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
  - (2) 構成員の現在数
  - (3) 会議に出席した構成員の数又は氏名（書面による表決者及び表決の委任者を含む）
  - (4) 議決事項
  - (5) 議事の経過
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した構成員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

## 第5章 委員会

### <委員会の設置>

第32条 この法人の事業運営上必要があるときは、理事会の議決により委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。
- 3 委員会の運営について必要な事項は、理事会でこれを定める。

## 第6章 定款の変更及び残余財産の処分

### <定款の変更>

第33条 この定款は、理事会及び評議員会において、それぞれ構成員総数の3分の2以上の同意を得、かつ、総務大臣の認可を得なければ変更することができない。

### <残余財産の処分>

第34条 解散の時に存する残余財産は、理事会及び評議員会の議決を経、かつ、総務大臣の許可を得て、この法人と類似の目的をもつ団体に寄附するものとする。

## 第7章 雑則

### <施行細則>

第35条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営について必要な事項は、理事会の議決を経て、細則でこれを定める。

## 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第72条第1項に定める特例民法法人の合併の登記の日から施行する。
- 2 この法人の合併当初の役員（理事長及び専務理事の選任を含む）及び評議員は、第15条第1項及び第2項ならびに第20条第2項の規定にかかわらず合併契約書に定めるところによるものとし、その任期は、第17条第1項及び第2項ならびに第20条第3項の規定にかかわらず平成22年6月30日までとする。
- 3 この法人の合併を含む会計年度の事業計画及び収支予算は、第10条の規定にかかわらず合併契約書に定めるところによるものとする。